

令和5年 第12回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和5年6月29日（木）午後1時30分

場 所：教育委員会室

教育長	蓮 沼 千 秋
教育長職務代理者	平 井 俊 一
委員	天 野 安喜子
委員	庭 野 正 和
委員	井 戸 道 代

事務局	教育推進課長	飯 田 常 雄
	学務課長	大 關 一 彦
	教育指導課長	佐 藤 嘉 弘
	学校施設課長	八 木 邦 夫
	教育研究所長	百 々 和 世
	統括指導主事	千 葉 一 知

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	中 尾 隆
	同 主査	志 村 一 彦

蓮沼教育長	<p>開会時刻 午後1時30分</p> <p>ただいまから、令和5年第12回教育委員会定例会を開催します。 本日は1名の方より傍聴の申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、傍聴人の方の入室を許可します。</p> <p>それでは、日程第1、署名委員を決定します。庭野委員と井戸委員にお願いいたします。</p> <p>続いて、日程第2、議案の審議に参ります。</p> <p>はじめに、第24号議案「江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
飯田教育推進課長	<p>それでは、ご説明させていただきます。お手元には縦書きの公布文を配付させていただきましたが、先に口頭で、この経緯につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>本件につきましては、江戸川区立二之江小学校の改築に伴う位置変更に関するものでございます。当初は、令和5年3月までに改築を終えて、仮設校舎から新校舎へ移転する予定でありましたが、工事の途中で暗渠が発見されたことから、工期が延伸をしてございました。そのため、条例の改正を一度行いまして、学校の位置変更の期日は規則で定めることとしてございます。今回、新校舎への移転の日程が決定いたしましたので、二之江小学校の位置変更の期日を定めるのがこの規則でございます。</p> <p>縦書きの規則をご覧くださいますと、一番左の行になりますけれども、施行期日は、令和5年8月1日とするというところでございます。二之江小学校の位置変更につきましては、8月1日付で変更する旨の規則の制定でございます。</p>
教 育 長	<p>この件について、何か質問・意見等はございますか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>

教 育 長	<p>ほかになければ、第24号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、第25号議案「江戸川区立学校設備使用条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
教育推進課長	<p>こちらの規則につきましても、縦書きの公布文を添付させていただきました。口頭でご案内をさせていただきます。</p> <p>こちらは、江戸川区立篠崎小学校に関するものでございます。今回、規則改正がございます学校設備使用条例につきましては、校庭や体育館などの学校設備を学校開放ということで地域の皆様に利用いただく、その手続や使用料をうたっている条例となっております。</p> <p>篠崎小学校につきましては、和室や多目的室というほかの学校にない設備がございましたので、この条例の別表に記載をされているところでございますが、建て替え後の新校舎には、この諸室がなくなりますので、その旨の条例改正を行ったところであります。</p> <p>篠崎小学校につきましては、土壌汚染があった関係で、校舎の完成の日程が延伸してございましたので、先ほどの条例と同様、教育委員会規則におきまして、施行期日を定めるというふうになってございました。</p> <p>今回、篠崎小学校につきましては、児童の新しい施設の使用開始が令和5年9月1日となったことから、施行期日を令和5年9月1日と定めるものであります。</p>
教 育 長	<p>この件について、何か質問・意見等はございますか。よろしいですか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>第25号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

教 育 長	<p>それでは、原案のとおり決定させていただきます。</p> <p>次に、第26号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
教育推進課長	<p>それでは、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則につきまして、ご説明をさせていただきます。お手元には新旧対照表をお配りさせていただきましたが、こちらも口頭で、まずご案内をさせていただきます。</p> <p>今回の改正内容は、先立っての議会で、この勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正を行いました。そのときと同様の趣旨であります。同性パートナーについて、事実婚と同様に休暇等の対象にするというものでございます。今回の議会で条例の改正を行っているところでございますが、その中では、育児を行っている職員の深夜勤務の制限について規定をしておりますが、今回、それに加えて、育児時間や出産支援休暇、慶弔休暇、ボランティア休暇等々、様々な休暇制度におきまして、同性パートナーにつきまして、事実婚の相手方と同様の取扱いをするという旨の改正であります。</p> <p>併せまして、今回の改正の中で、これまで「同性パートナー関係にある者」という表記をしていたところでありますが、23区全体で表記を統一するという動きがございまして、意味するところは変わらないのですが、「パートナーシップ関係の相手方」という表記に改めてございます文言整理を行うところでございます。</p>
教 育 長	<p>ただいまの件について、何か質問・意見などございますか。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>なければ、第26号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、第27号議案「幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>

教育推進課長	<p>それでは、幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の改正でございますが、新旧対照表をご覧ください。</p> <p>趣旨といたしましては、先ほどの規則と同様でございます。同性パートナーについての取扱いに関するものでございます。</p> <p>住居手当につきましては、2条で支給範囲を決定してございますが、今回、赤字が入ってございます2条の2項、こちらは支給対象外となる場合を記載している部分でございます。</p> <p>具体的に申し上げますと、住居手当を支給はしているのですが、公舎に入っている職員については、住居手当の支給対象外となっております。その公舎の定義が、この1号、2号に示されてございますが、1号で申し上げますと、江戸川区が職員及びその家族を居住させるために設置した施設を公舎というふうに位置づけてございます。旧の表記で家族となっておりますが、この家族の表記につきましては、法律上の定義が特になく、家族の範囲について、これまで統一的な解釈がなかったというところが分かりましたので、今回、パートナーシップの相手方をこの中に読み込むという意味合いを込めまして、「世帯の構成員」というような文言に改めているものであります。附則にございますように、公布の日から施行します。</p>
教 育 長	<p>ただいまの件について、何か質問・意見などはございますか。</p>
天 野 委 員	<p>教えていただきたいのですが、このパートナーシップ関係の証明書というのは、何かあるものなのですか。</p>
教育推進課長	<p>パートナーシップ関係にある方につきましては、江戸川区では、パートナーシップ関係申出書受領証を交付してございます。</p>
天 野 委 員	<p>ありがとうございます。</p>
教 育 長	<p>ほか、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>ほかになければ、第27号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続いて、第28号議案「日本のおどり子ども体験教室開催に伴う教育委員会後援名義の使用承認について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>教育推進課長</p>	<p>初めて申請がありました行事でございますので、一式資料をつけさせていただきます。</p> <p>申請者は、一般社団法人日本のおどり文化協会代表者でございます。行事名は、文化庁 伝統文化親子教室事業 未来へつなげ日本の心日本のおどり子ども体験教室であります。事業目的は、日本のおどりを維持し、その普及と発展を図り、各地域の多様な参画を得ながら、日本の伝統文化を子どもたちに様々な形で触れていただき、創造性豊かな子どもたちの育成を目的とするものであります。内容としては、日本のおどりの稽古や発表会を行うというものであります。実施日時は、令和5年8月1日(火)から10月31日(火)までとなっております。実施会場は、タワーホール船堀、北葛西コミュニティ会館、東部フレンドホールとなっております。事業の規模といたしましては、区内在住の小学生から中学生まで、それぞれの会場ごとに10名から20名。経費の徴収はございません。</p> <p>裏面をご覧くださいますと、事業計画書がございます。上部のほうは、ただいまの申請書と同様の内容でございますので、中ほどの事業内容・プログラムをご覧ください。</p> <p>先ほどにもございましたが、日本のおどりのお稽古(10回)と支部発表会を区内公共施設で行うというところでございます。</p> <p>3点目、1月6日にタワーホール船堀大ホールにて本部発表会を実施、こちらにつきましては、区の後援名義を現在申請してございまして、こちらのほうを取得する予定でございます。</p> <p>今回、この団体さんのほうから、1月6日の分につきましては、区の後援を認めていただけそうではありますが、そのほかの部分につきましては、区の後援のほうでは難しいということで、教育委員会の後援が得られないかというところでご相談があったところです。</p> <p>10回の稽古と1回の支部発表会でございますが、8月から翌年1月まで6か月間かけて実施をする予定だそうですが、今回の申請につきましては、</p>

	<p>前半の3か月間、こちらの部分のご申請をいただきまして、後半の3か月間につきましては、内容がもう少し具体になってから、改めてご申請いただく予定です。</p> <p>資料の下段にございますように、講師としましては、文化庁事業学校公演等の舞台経験豊富な日本舞踊家ということでございます。</p> <p>他区の後援名義等につきましても、23区でも7区、既に後援名義を取得してございまして、その他の自治体としても、札幌市から那覇市まで様々な地域で同様の形で後援名義を取得されているそうです。</p> <p>次のページをご覧くださいますと、予算書でございまして、この事業につきましては、伝統文化親子教室事業という文化庁の補助事業を利用しているものになりまして、収入の大半は文化庁の補助金であります。それに自己資金を合わせまして、事業を実施している状況です。</p> <p>支出科目としては、印刷費、会場費、謝金、または交通費、衣装費ということでございます。</p> <p>その次のページに役員名簿、また当該団体の定款をつけてございます。</p> <p>最後に、大きな会場で実施しているものが中心であります。今回の事業のチラシをつけさせていただきました。江戸川区のタワーホール船堀の記載もございまして、その他、なかのZERO、流山市生涯学習センター、サンシティホール等々、様々な会場で実施するというものでございます。</p> <p>資料の説明は以上です。</p>
教 育 長	ただいまの件について、質問等あればお願いします。
平 井 委 員	ご説明ありがとうございます。こちらの事業計画書で、お稽古10回ということですが、これ、6か月間で10回ということだと思っておりますが、決まっている曜日、時間等というのがもしありましたら教えてください。
教育推進課長	現在のところ、具体的にこの日というところは、まだいただいてございません。
平 井 委 員	例えば、土曜日、日曜日の夕方とかに、子どもたちが集まってするような方向ですか。平日の夜とかそういう情報もまだないということですね。
教育推進課長	これまでの状況からいたしますと、会場ごとに木曜日なり土曜日なりというところで、平日だったり土曜日だったりというところが会場によって違う

	<p>のですけれども、曜日を調整して決めて、そこで実施をするということで取り組んでいらっしゃるということでございます。</p>
教 育 長	<p>ほか、いかがですか。</p>
天 野 委 員	<p>おどりという、割と親しみやすいなと思っているのですが、同じようなことを江戸川区内でやっている団体というのはないのですか。お名前見ても、例えば江戸川区の方が一人入っているとかだったらいいのですが、同じような団体があるのに飛び越えて違う団体を教育委員会で後援ということは、大丈夫なのかなという心配があるので、そういったことがもし分かれば、教えていただきたいのですが。</p>
教育推進課長	<p>日本舞踊を教えていらっしゃる団体や個人の方というのは、たくさんおられるかなと思いますが、この事業につきましては、全国規模で実施をされていて、また、文化庁の補助事業として認定をされて補助金を受けているというところからすると、かなり大きな団体さんであるかなと考えております。</p>
天 野 委 員	<p>もし可能であれば、そういった江戸川区で教えてくださっている方々との関連性を一つつけていただくと、いいとか悪いとか、判断しやすくなります。内容については、ぜひ日本文化を広めていただきたいなと思っています。ただ、できれば江戸川区の方、団体さんとの関連性もちょっと含めていただくとありがたいなという思いです。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。その辺は、確認していただいて。私も、いろいろ学校に教えに来てくださったりしている方で知っている方がおります。そういう方との関連とか、コラボしてやるとか、考えていければいいですね。</p>
庭 野 委 員	<p>江戸川邦楽邦舞の会の皆様、中学校の「日本のしらべ」、そこに協力してくださっている方がこの中にいらっしゃるのかどうかというのは、分からないのですね。</p>
教育推進課長	<p>役員の方や会場ごとの代表者の方のお名前は伺っているところではございますが、「日本のしらべ」にご参加いただいているかということは、すみません、確認してございませんでしたので、確認させていただきます。</p>

庭野委員	あの方たちもたくさんお弟子さんを抱えていらっしやって、やっていらっしやいますので、こういった催しがあれば、多分、出るかな。派がいろいろとありますので、おどりは。そういうことで、これは何とか派というのはあるのですか。
教育推進課長	いただいている資料の中からすると、何とか流とか、何とか派というところは記載がないものですから、こちらでは把握をしておりません。
庭野委員	自由に参加してほしいということだろうなというふうには想像しますが、なかなかおどりの文化というのも、難しいしきたりとか、そういうものがあるので、天野委員さんもお心配されていたように、何かちょっとした行き違いがあって、うまくいかないようなところがないように、ぜひよろしくお願いしたいなと思います。
教育長	ほかになれば、第28号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教育長	それでは、原案のとおり決定いたします。 続いて、日程第3、教育関係事務報告に参ります。 はじめに、「教育委員会後援名義の使用承認について」の報告をお願いします。3件続けてお願いします。
教育推進課長	それでは、教育委員会後援名義等使用申請一覧、A4横判の資料をご覧ください。今回、3件の後援名義のご報告がございますが、教育推進課からは1件目をご報告させていただきます。 今回で13回目の後援名義申請となりまして、平成31年3月から4月にかけて行った展覧会以来の申請となります。行事名は、関口美術館コレクション「アートとけんちく」展でございます。申請者は、関口美術館館主。事業目的・概要といたしましては、芸術の感性と発想力は、その人のその国のアイデンティティであり国の財産となる。各国の文化芸術を理解し、感じることで、お互いを尊重し、未来へつながる世界になることを願い本展を開催するというものでございます。 実施日時は7月1日(土)から7月23日(日)ということで、日はない

<p>佐藤教育指導 課 長</p>	<p>のですけれども、今回、後援名義申請をいただきました。実施会場は、関口美術館本館・東館。事業の対象と範囲は一般区民であります。経費の徴収といたしましては、一般は一人800円、学生は一人500円というところでございます。賞状・副賞等はありません。</p> <p>参考に、今回の企画展の企画書、また予算書をつけさせていただきました。1点目につきましては以上です。</p> <p>2点目でございます。特定非営利活動法人トラッソスから、昨年後援しておりますけれども、引き続き、今年度につきましても、令和5年10月15日(日)及び12月3日(日)に江戸川区陸上競技場で実施する第16回全日本知的障害児・者サッカー競技会についての後援名義の使用申請が出されたものでございます。こちら、江戸川区教育委員会には、14回目の申請となっております。</p> <p>このトラッソスという特定非営利活動法人は、江戸川区中央に事務所があり、知的障害児、知的障害者を中心とする各種スポーツクラブの運営による普及振興や障害児、障害者への理解を促進するための交流事業を行っている団体でございます。障害児、障害者の可能性の追求と発展に寄与し、福祉の向上を図ることを設置の目的としております。</p> <p>本競技会につきましては、これまでも教育委員会において、後援名義の使用を認めていただいていたものでございます。知的障害児、知的障害者へのサッカーの普及及び地域社会への啓発のために実施されるものであり、参加費は必要経費の範囲内で徴収していることから、営利目的の競技会ではございません。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策につきましては、消毒等の基本的な感染対策は継続して行い、開催時期の感染状況に応じて、国等の要請に応じた対策を行うことを確認してございます。</p> <p>以上のとおり、法人の性質、感染症対策への取組み、これまでの経緯から、今年度についても、後援名義の使用を承認していただきたいと考えているところでございます。本件につきまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>引き続き、3件目でございます。こちら、昨年に続きまして、16回目の後援名義の申請となるものでございます。キッズビジネスタウンいちかわという行事でございます。こちらは千葉商科大学から、令和5年9月9日(土)及び9月10日(日)に大学構内において実施するキッズビジネスタウンいちかわにおいての後援名義の使用申請でございます。</p>
-----------------------	---

	<p>このイベントは、働くことの大切さや喜び、楽しみを知り、一人ひとりの働きが社会を形成している要素であることを理解することなどを目的として、平成15年から千葉商科大学が開催している幼児・小学生向けのイベントでございます。江戸川区の小学生も参加しており、令和4年度は、新型コロナウイルスの影響もあり2名でございましたが、平成30年度には、小学生が40名弱参加してございます。</p> <p>イベントの具体的な内容は、仮想の街「キッズビジネスタウンいちかわ」の中で、子どもたちがおのおのやりたい仕事を選び、その街の中だけで通用する通貨により給料を受け取り、自分が働いて得たお金で買物などをするというもので、運営は大学生が中心となって行います。</p> <p>このイベントにつきまして、これまでも教育委員会において、後援名義の使用を認めていただいていたものでございます。子どもたちに働くことを通じて社会の仕組みを理解してもらうことを主目的としていることから、事業内容が明らかに教育に寄与するものであり、また、これまでも区内全小学校に案内されており、実際に区内の様々な小学校の児童が参加していることから、区内全域に及ぶ規模のイベントとなっております。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策につきましては、換気や消毒等の基本的な感染対策は継続して行い、開催時期の感染状況に応じて、国等の要請に応じた対策を行うことを確認してございます。</p> <p>以上のとおり、事業内容の性質、感染症対策への取組み、これまでの経緯から、今年度につきましても、後援名義の使用を承認していただきたいと考えているところでございます。本件につきましても、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
教 育 長	<p>後援名義申請3件について説明がありました。</p> <p>まず1件目、「アートとけんちく」展に関しまして、いかがでしょうか。</p>
平 井 委 員	<p>今回、13回目ということで、入場料、そこそこかかるのかなという印象がありますが、展示物はどのようなものでしょうか。何か情報はございますか。</p>
教育推進課長	<p>今回、展示物といたしましては、いわゆる彫刻、絵画というところになるかと思えます。建築と関わるような彫刻、絵画。館主の方自身が建築家の方でございますので、そういったところもあるかと思えます。</p>

教 育 長	ほか、いかがでしょうか。なければ、2件目、サッカー協議会にっこにこフェスタに参加します。実施会場の江戸川陸上競技場の名前は変わっていますよね。スピアーズえどりくフィールドだよね。ここが作っているチラシみたいなものも変えて宣伝していかないかね。ネーミングライツの話もありますので。
天 野 委 員	こちらのサッカー競技会に関してなのですが、学生ボランティアの募集などがあれば、いろいろな意味で共生社会、さらに進歩というか進化していくのかしらと思うのですが、そういったところはあるのでしょうか。
教育指導課長	ボランティアスタッフは、昨年度は400名ほど参加していただいたということです。ボランティアに関しては、教育委員会は直接募集しておりません。トラッソスが募集しているということで、もう既に長いイベントですので、毎年大体、今年も参加するというボランティアの方が多く状況でして、実は、私の知り合いも二人ほどボランティアに参加しているところですが、昨年度のボランティア300名で、今年度は400名を予定しているということでございます。
天 野 委 員	その中に大人の方もたくさんいらっしゃるでしょうけれども、大会に参加される方々と同年代の学生さんというのは、いらっしゃるのでしょうか。
教育指導課長	我々が主催しているわけではないので、ボランティアの内容までは。
教 育 長	では、私が。私はこれに毎年参加しておりまして、挨拶もさせていただいているのですが、学生さんも相当数来ています。
天 野 委 員	そうなのですね。
教 育 長	あと、区内の中学校の先生がサッカー部員を連れて、その部員たちも手伝っているということで、それもボランティアですよ。中学生です。
教育指導課長	学校単位でボランティアに参加しているところも、これは去年のですが、都立多摩工業高等学校、東洋女子高等学校、それからクボタスピアーズからも、あと会社ですね、パソナグループ、その他、東洋大学、帝京平成大学、清新第二中学校、瑞江第三中学校、ほか一般ボランティア等ですね。

天 野 委 員	学生の皆さんも参加されるということで楽しみに思っています。ありがとうございます。
平 井 委 員	私も以前、一度見たことがあるのですが、リーグによっては、かなり技術的にも高い、一生懸命、本当にぶつかり合っているというような、いいサッカーの試合だなと思いました。また、知的障害児、障害者においては、なかなかそういう試合の機会というのも少ないと思うので、これはいい居場所、いい大会だなと思っております。
教 育 長	ありがとうございます。 それでは、最後に3点目、キッズビジネスタウンいちかわについて、いかがでしょうか。
天 野 委 員	江戸川区の中でも、参加された方が多くいらっしゃるという話でしたけれども、参加された方の感想とかわかりますか。
教育指導課長	感想までは手元の資料にはないのですが、2018年度に実施したあとは、コロナの関係で中止しておりまして、昨年、久しぶりに開催したのですが、昨年は、下鎌田小学校1名、春江小学校1名の2名だけでした。その前は35名、江戸川区からは南葛西第二小学校、小岩小学校、北小岩小学校云々と、かなり多くの学校から参加したのですが、去年は、少し周知が足りなかったのかなということもありますが、去年再開したということで、今年度は、またもう少し多い参加を目指しているところでございます。 参加人数ですが、もともとは千葉の市川周辺の小学校が中心ですが、昨年度は249名の参加があったと。そういう情報は得てございます。
平 井 委 員	これ私、見に行ったことはないのですが、子どもたちが本当に、ハローワークに聞いて、銀行で地域通貨「リバー」をもらって、それを使えるということで、社会そのものを実践しているということでは、非常に子どもたちにとって、いい経験になるかなと思います。時間があれば、どういう状況なのか、この目で見てみたいなと思います。
庭 野 委 員	私もキャリア教育の一環として、こういったことを実施するのは非常に有

	<p>意義だと思っています。同じようなことをやる団体もほかにありまして、たしか教育委員会でも後援をしているというふうに覚えております。いろいろなところがこういうふうに小学生から金銭教育、キャリア教育という観点でやっていくことは、子どもの健全育成にとって非常に有意義だと思っています。ぜひたくさんの子が行くようお願いしたいなと思います。</p> <p>ちょっとお聞きしたいのですが、千葉商科大学には、そういった施設がつくられているのでしょうか。</p>
教育指導課長	<p>私も行っていないので分からないのですが、キャンパス内で仮想の街をつくるということだというふうには思います。</p>
庭野委員	<p>そういう街はできていないのですね。</p>
教育指導課長	<p>学校の施設、部屋とかを区切って、遊ぶ場所だったり、お店だったり、ハローワークだったりというのをその中につくってあるのかなというふうには想像しております。</p>
庭野委員	<p>他区で、ここはスーパーマーケット、ここは銀行、ここは自動車屋さんとか、そういうふうにやっている施設もあるので、商科大学も同様につくられているのかなと思ってご質問しました。</p>
教育長	<p>ほか、よろしいでしょうか。</p>
井戸委員	<p>本当に教育委員会の後援事業には、いろいろないい内容ものがたくさんあるのですよね。ただ、参加人数を聞くと少なくとももったいないなと、すごく思うのです。ですので、例年と同じような形ではなくて、もう一步工夫して、参加者が増えていくように周知してほしいなと思います。とてもいい内容だと思いますので、よろしくお願いたします。</p>
教育長	<p>教育委員会のホームページなどに載せては駄目なのですか。</p>
教育推進課長	<p>載せては駄目ということはないと思います。現実として、今までそういったご要望もありませんでしたし、それぞれの団体のホームページに教育委員会後援ということで載せている場合はありますけれども、教育委員会のホームページには、これまで載せてきておりませんので、それぞれの団体さんと</p>

<p>教 育 長</p>	<p>も、今後お話ししてみたいなと思います。</p>
<p>百々教育研究 所 長</p>	<p>ほかになれば、ただいまの3点の報告事項を了承いたします。 次に、「日曜不登校相談の開催について」の報告をお願いします。</p> <p>毎年開催させていただいております日曜不登校相談の開催につきまして、今年度の内容をご報告させていただきます。</p> <p>平日、相談になかなか来られない保護者の方々、また、当人等を対象に、年2回、日曜不登校相談を開催させていただいております。本年度は、第1回として令和5年9月24日(日) 午前9時から午後4時まで、第2回を令和6年2月18日(日) 午前9時から午後4時まで開催いたします。場所は、グリーンパレス教育相談室となります。実施内容としましては、個別の教育相談、不登校相談を提案させていただきます。1回の相談時間は、おおむね80分間にさせていただいております。事前に電話にて保護者の方が申し込んでから、当日を迎えるという形を採らせていただいております。</p> <p>こちらにつきましては、お手元の資料、2枚目に保護者向けのチラシも作成させていただいて、保護者の集客を呼びかけているものでございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>この件に関しまして、質問・意見等あればお願いいたします。</p>
<p>庭 野 委 員</p>	<p>相談時間のことについて、お伺いしたいと思います。おおむね80分ということですが、この80分というのは、経験上、80分で十分というか、その時間でお話は大体、方向性が見えるということでしょうか。</p>
<p>教育研究所長</p>	<p>当日、配置できる相談員の人数と例年の相談件数を想定して、大体80分間という時間でやらせていただいております。</p>
<p>庭 野 委 員</p>	<p>相談者の保護者の方、あるいは子ども本人も十分お話はそれでできるというか、満足して帰るといったらおかしいのですけども、安心して帰られているのでしょうか。</p>
<p>教育研究所長</p>	<p>満足度というところは、なかなか測ったことはないのですが分らないのですけども、平日の普段の教育相談につながっている方もいらっしゃるのでは、一定の効果はあるのかなと思われれます。</p> <p>付け加えさせていただきますと、相談のときには、夫婦で来られる方々が</p>

	<p>多くて、そこでやはり、お父さん、お母さんが改めて家族としての問題として捉えるといういい機会になっていると思っております。</p>
庭野委員	<p>今のお話で、ご夫婦でいらっしゃるということですが、本当に親御さんにとっては、不登校というのは心配なのですよね。私の近所の方もいらっしゃっていて、よく相談も受けたのですが、本当に心配ではないという。ただ、相談機関がなかなかなくて、迷っているというか、途方に暮れているということが多いので、ぜひこういう機会を通じて、常に相談できる体制に導いてあげたらいいかなと思います。よろしく願いいたします。</p>
教育長	<p>ほかいかがでしょうか。</p>
天野委員	<p>私も庭野委員と一緒に、まず相談に足を運ぶことって、物すごく勇気が要る。勇気が要るところで、逆に、なかなか行けないのだという方もたくさんいらっしゃるのだと思うのですが、2点お聞かせください。</p> <p>1点目は、今までと同じ周知の仕方でもいいのかどうかというところの見解と、行ったことにより、さらに不登校になってしまうから、でも何か相談したいという方々へのアプローチって、どういうふうにされているか教えていただきたいのですが。</p>
教育研究所長	<p>周知につきましては、毎年、申し込まれる人数が少ない年もあれば、多かった回もありますので、周知がうまくいっているのか、いっていないのかというところは、今後検証していく必要があるのかなと思っております。</p>
天野委員	<p>すみません。私のお伝えの仕方が悪かったですね。もしかすると、ちょっと外れているのかもしれないのですが、いらっしゃれない方、それは勇気がないとかいうことでもなく、不登校の子に気づかれてしまって、さらに不登校が進んでしまったら困るなという方が行けないと。来られないという方への周知、お声がけの仕方についてです。</p>
教育研究所長	<p>難しいところですね。ただ、情報は通るようにしたいなと思っていまして、この日曜不登校相談だけでなく、不登校を抱えた保護者の方というのは、親としてどうしたらいいのだろうというところに日々悩まれておりますので、親の会など、こういう相談先がありますよというメニューをいっぱい示していきたいなと思っております。しっかりと周知しながら、保護者の方が自分</p>

	<p>に合った、これだったら行けそうだなというところのメニューづくりというのはしていきたいなと思っていますし、周知していくべきと考えております。</p>
天 野 委 員	<p>ぜひ不登校の子どもさんに気づかれたらいけない、気づかれないようにしなければという方も、多分たくさんいらっしゃるかと思うので、その方向の視点を一つ加えていただくとありがたいと思います。ちょっと話が違いましたね、大変失礼いたしました。</p>
教 育 長	<p>対応のバリエーションを考えてやっていく必要がありますね。</p>
庭 野 委 員	<p>今のお話に関連して、親の会まではいかないと思うのですが、親が集まって話し合うということ教育研究所でやっていますよね。いつやっていらっしゃいますかね。そういうところに結びつけられるといいなと、今、天野委員のお話を伺っていて思ったのですが、</p>
教育研究所長	<p>年1回、大体10月から11月に開催させていただいております。</p>
庭 野 委 員	<p>ではこれ、この24日と近いですよ。ぜひそういった会もありますよということを周知されるとよろしいのではないかなと思います。</p>
教 育 長	<p>よろしいでしょうか。 ほかになれば、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして、令和5年第12回教育委員会定例会を終了します。</p> <p>閉会時刻 午後2時13分</p>